

若槻養護学校基本方針検討懇談会開催要綱

特別支援教育課

(目 的)

第1 若槻養護学校の今後のあり方を検討するに当たり、病弱特別支援学校で学ぶ児童生徒の教育の充実を図るため、病弱特別支援学校の教育課程や施設等について関係諸機関等による若槻養護学校基本方針検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関でないものとする。

(会議事項)

第2 県は、次に掲げる事項について懇談会において意見を聴取する。

- (1) 若槻養護学校における教育の充実に関すること
- (2) 若槻養護学校の施設整備方針に関すること
- (3) 関係する機関との連携及び調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(構 成)

第3 懇談会は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 特別支援教育有識者
- (2) 学校教職員代表
- (3) 市町村教育委員会関係者
- (4) 保護者
- (5) 福祉関係者
- (6) 医療関係者
- (7) 地域の代表者

2 県が必要があると認めるときは、懇談会の構成員以外にも専門的な知識を有する者の出席を求めることができる。

(開催時期)

第4 会議は令和3年3月31日までの間、開催するものとする。

(座長及び座長代理)

第5 懇談会に座長を置く。

(2 座長はあらかじめ委員の中から座長代理を指名し、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。)

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。